

第29回

定時株主総会招集ご通知

開催
日時

2023年6月29日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

開催
場所

東京都豊島区東池袋三丁目1番3号
サンシャインシティ
ワールドインポートマートビル5階
サンシャインシティ会議室 コンファレンスルーム [Room15]



第1号議案 取締役1名選任の件

第2号議案 監査役1名選任の件

株主総会にご出席いただけない場合

郵送により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限:

2023年6月28日（水曜日）午後6時30分まで

株式会社 旅工房

証券コード:6548

証券コード 6548
2023年6月14日
(電子提供措置の開始日2023年6月7日)

株 主 各 位

東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
サンシャイン60・8階

株式会社旅工房

代表取締役社長 岩 田 静 絵

第29回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第29回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第29回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://about.tabikobo.com/ir/meeting>

また、上記のほか、当社は東京証券取引所（東証）のウェブサイトでも電子提供措置をとって
おり次の手順でご確認いただけます。

- 1.東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にアクセス
- 2.「銘柄名(会社名)」に「旅工房」又は「コード」に「6548」(半角)を入力・検索
- 3.「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択

東証上場会社情報サービス

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネットにより議決権を行使いただくことが
できます。お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、本招集ご通知
内の「議決権行使についてのご案内」に従って、2023年6月28日（水曜日）午後6時30分ま
でに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月29日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 東京都豊島区東池袋三丁目1番3号
サンシャインシティ
ワールドインポートマートビル5階
サンシャインシティ会議室 コンファレンスルーム「Room15」

3. 会議の目的事項

(1) 報告事項

1. 第29期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第29期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

(2) 決議事項

- 第1号議案 取締役1名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会へのご出席



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

開催日時 2023年6月29日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）

書面によるご行使



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限 2023年6月28日（水曜日）午後6時30分到着分まで

インターネットによるご行使



当社議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご登録ください。

詳細は、次頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照ください。

行使期限 2023年6月28日（水曜日）午後6時30分送信分まで

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

 0120-173-027（受付時間：午前9時～午後9時）

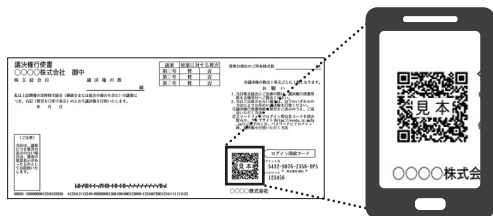
- 書面と電磁的方法（インターネット）を重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット）による議決権行使を有効なものとしたします。
- 電磁的方法（インターネット）で複数回議決権行使をされた場合は、最後の議決権行使を有効なものとしたします。
- 書面による議決権行使において議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。
- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

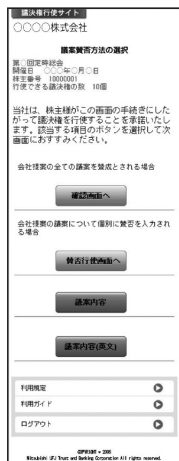
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



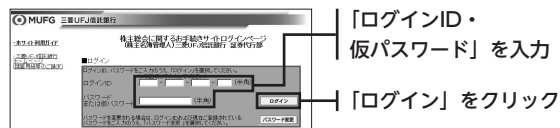
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト

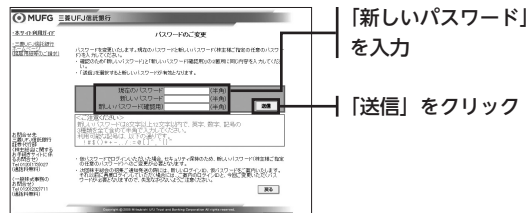
<https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録する。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、ウィズコロナの下で徐々に経済社会活動の正常化が進む中で、景気に緩やかな持ち直しの動きが見られました。しかしながら、ロシア・ウクライナ情勢の長期化、エネルギー資源・原材料価格の高騰、円安の進行等もあり、依然として厳しい経営環境が続いております。

旅行業界におきましても、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた世界各国の渡航制限や入国規制等に段階的に緩和の動きが見られました。国内旅行市場は政府の観光支援策等もあり回復基調にある一方で、海外旅行市場は本格回復には至らず、依然として大幅な需要減退が続いております。

このような情勢のもと、当社グループでは、個人旅行事業におきまして、2022年6月より海外の募集型企画旅行の催行を段階的に再開いたしました。採算性を勘案しながら、主にヨーロッパやアメリカを中心とした長距離方面の需要取り込みに努めました。法人旅行事業におきましては、海外・国内の業務出張、国内の団体・MICE案件等を中心に営業活動を行いました。引き続きコスト削減にも注力し、従業員の出向等による人件費の削減、市場の状況に合わせた広告費の圧縮、東京本社の縮小移転による地代家賃の削減等を実施いたしました。

以上を踏まえた、当連結会計年度の業績は次のとおりです。

	前期 (千円)	当期 (千円)	増減額 (千円)	増減率 (%)
売上高	1,037,201	1,262,157	224,956	21.7
営業損益	△1,456,999	△888,340	568,659	—
経常損益	△1,338,417	△878,525	459,891	—
当期純損益	△1,981,441	△1,018,322	963,118	—
親会社株主に帰属する当期純損益	△1,971,051	△1,013,956	957,095	—

セグメントの業績については、当社グループは旅行業の単一セグメントであるため、記載を省略いたします。

(2) 当連結会計年度の事業の状況

① 資金調達の様況

当社は、2022年8月29日に第三者割当て（割当先：Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund及びMAP246 Segregated Portfolio）による第3回新株予約権（行使価額修正条項付）を発行し、これにより956,277千円の資金調達を行いました。

② 設備投資の様況

当連結会計年度中の主な設備投資として、当社事業運営を行うためのソフトウェア開発に伴い、総額43,799千円の投資を実施いたしました。

(3) 財産及び損益の様況

区分	第26期 2020年3月期	第27期 2021年3月期	第28期 2022年3月期	第29期 (当連結会計年度) 2023年3月期
売上高 (千円)	33,355,387	918,950	1,037,201	1,262,157
営業損益 (千円)	138,709	△2,120,411	△1,456,999	△888,340
経常損益 (千円)	138,061	△1,463,649	△1,338,417	△878,525
当期純損益 (千円)	95,399	△1,813,287	△1,981,441	△1,018,322
親会社株主に帰属する当期純損益 (千円)	88,340	△1,808,806	△1,971,051	△1,013,956
1株当たり当期純損益 (円)	18.70	△375.65	△347.87	△149.26
総資産 (千円)	5,293,693	5,014,137	3,667,105	1,846,179
純資産 (千円)	1,542,234	108,071	△1,021,901	△1,052,380
1株当たり純資産額 (円)	321.67	19.02	△177.71	△136.73

(注) 第27期における数値は、過年度決算訂正を反映した数値であります。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
ALOHA 7, INC.	102.5千USD	100%	米国における主に個人顧客向けの宿泊及びオプションツアーの手配等
Tabikobo Vietnam Co. Ltd.	689,569千VND	99%	ベトナムにおける主に現地企業向けのコンサルティング事業
PT. Ramayana Tabikobo Travel	2,500,000千IDR	67%	インドネシアにおける主に個人顧客向けの宿泊及びオプションツアーの手配等
株式会社 ミタイトラベル	90,000千円	65%	Z世代以降の若者の旅行需要の喚起と販売シェアの拡大を目的としたメディア運営等

(注) 当社の連結子会社は上記の重要な子会社4社であります。

(5) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

当社は、主に日本国内の個人顧客をターゲットにオンラインでの海外向けを中心とするパッケージ旅行の企画・販売や、航空券の販売、宿泊手配、オプションツアーの手配等を行っております。個人向け以外にも、企業や官公庁、学校法人等の法人顧客向けに業務渡航や団体旅行の手配等を行っております。

当社は、旅行業の単一セグメントであるため、セグメント情報は記載せず、主要な事業についてその特徴を記載します。

(個人旅行事業)

個人のお客様に対し、海外向けを中心とするパッケージ旅行を企画・販売するとともに、単品での航空券販売、宿泊手配、オプションツアー、海外旅行保険等の手配を行っております。

個人旅行事業における当社の特徴は以下のとおりです。

①インターネットでの顧客獲得

当社では、パッケージ旅行等の旅行関連商品の販売チャネルを自社ホームページや他社が運営する旅行系のポータルサイトといったインターネット上での販売に絞り込むとともに、お客様とのやり取りについてはメール及び電話を主な手段としています。これによって、店舗開設・運営にかかる固定費を削減し、コストの低減を図っております。

②「トラベル・コンシェルジュ」による旅行カスタマイズ

当社ではインターネット上で顧客獲得を行っておりますが、旅行商品の販売手段としては、個人のお客様の旅行予約に際し「トラベル・コンシェルジュ」がサポートする仕組みと、自動化された販売システムを使用してお客様ご自身の操作によりウェブサイト上で予約手続きが完結するオンライン販売システムの2種類があります。

当社では、独自に実施したインターネットユーザーの行動調査により、オンライン予約の過程で多数のユーザーが「商品ページに記載されているよりも詳細な情報を知りたい」「初めての旅行先は相談して最終決定したい」「複雑な旅程や条件で予約したい」等、システムによるオンライン予約だけでは対応できない潜在ニーズがあることを把握しております。

これらの潜在ニーズに応えるため、当社グループではシステムによるオンライン予約と、システムで対応しきれないお客様に対して、方面別に旅行先の情報に精通したプロフェッショナルによる電話やメールでの対応を組み合わせた「ハイブリッド戦略」を推し進めています。

具体的には、旅行先の方面別に「トラベル・コンシェルジュ」と呼ぶ担当者を配置し、お客様からインターネットでいただいたお問い合わせをもとに、担当する地域に精通した「トラベル・コンシェルジュ」が電話及びメールでご要望のヒアリングを行い、ヒアリング内容をもとに必要に応じて旅行内容のカスタマイズや旅程の組み直しを行って、一人ひとりのお客様に最適な旅行を提供するための体制を整えております。

これにより、自宅に居ながらにして旅行予約ができるオンラインの利便性を確保しつつ、こだわりのあるお客様のニーズにも応えられる付加価値の高い商品提案を行っております。

③24時間対応のオンライン予約システム

当社は、「トラベル・コンシェルジュ」がお客様のご予約をサポートする仕組みに加えて、旅行業界の中で急成長している分野である24時間対応のオンライン予約を強化しており、お客様が航空券とホテルの組み合わせをシステム上で自由に選べるダイナミックパッケージと従来型の既製旅行パッケージを販売しております。

オンライン販売システムを利用する場合、24時間いつでも旅行商品の予約が可能となっており、曜日や時間を問わず今すぐ予約したいというお客様のニーズに対応しております。

④方面別組織による付加価値の高い旅行商品の提供

当社では、方面別に組織を分けており、それぞれの部署が旅行の企画から予約、手配までを一貫して行う体制としております。目的地の地域ごとにお客様のニーズが異なることから、地域特性に応じた商品の企画及び販売を可能とすることで、価格競争力のみならずお客様のニーズに即した付加価値の高い旅行商品を提供しております。

(法人旅行事業)

企業、官公庁、学校法人等のお客様に対し、国内及び海外への業務渡航手配を行っております。また、法人のお客様向けの団体旅行も取扱っており、少人数のグループ旅行から数百人規模の大型の旅行まで、研修旅行、報奨旅行はもちろんのこと、専門性の要求される国際会議、展示会、学会やコンサート等の各種イベント向けの旅行についても取扱っております。

(インバウンド旅行事業)

海外から日本を訪れる訪日外国人を対象としたインバウンド旅行の手配を行っております。現在は、海外の企業や団体等の業務渡航や団体旅行への対応が中心となっておりますが、今後は国内の宿泊施設等とのネットワークを充実させて、個人による訪日旅行についても注力してまいります。

これらの主要事業における旅行取扱額は以下のとおりです。

	第25期	第26期	第27期	第28期	第29期
	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
個人旅行事業 (千円)	20,849,723	25,667,854	312,302	340,098	921,112
法人旅行事業 (千円)	7,084,533	6,064,497	414,760	187,184	2,178,466
インバウンド旅行事業 (千円)	1,025,068	914,619	156,522	427,626	110,460
合計 (千円)	28,959,325	32,646,971	883,585	954,910	3,210,039

(注)第25期、第27期における数値は、過年度決算訂正を反映した数値であります。

(6) 主要な事業所等 (2023年3月31日現在)

名 称	所在地	名 称	所在地
本 社	東京都豊島区	大 阪 支 店	大阪府大阪市中央区

(7) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

①企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
114名	74名減

- (注) 1. 従業員数には、使用人兼務でない取締役、監査役、臨時雇用者（パート・アルバイト・インターン及び派遣社員）は含まれておりません。
2. 従業員が前連結会計年度末に比べ74名減少したのは、通常の自己都合退職や採用活動の縮小に加え、希望退職者の募集を行ったことによるものです。

②当社の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
69名	71名減	34.9歳	7年5ヶ月

- (注) 1. 従業員数には、当社から他社への出向者は含まれておりません。なお、他社から当社への出向者はありません。
2. 従業員数には、使用人兼務でない取締役、監査役、臨時雇用者（パート・アルバイト・インターン及び派遣社員）は含まれておりません。
3. 従業員が前連結会計年度末に比べ71名減少したのは、通常の自己都合退職や採用活動の縮小に加え、希望退職者の募集を行ったことによるものです。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	709,000千円
株式会社商工組合中央金庫	609,000千円
株式会社りそな銀行	545,000千円
株式会社三井住友銀行	436,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社グループを取り巻く事業環境につきまして、前連結会計年度において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による売上高の急激な落ち込みにより、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しておりました。当連結会計年度においても、旅行需要の大幅な減退が継続しており、888,340千円の営業損失、878,525千円の経常損失、1,013,956千円の親会社株主に帰属する当期純損失を計上しております。その結果、当連結会計年度末の純資産は1,052,380千円の債務超過となっております。これらにより、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社は、2023年2月10日付で公表いたしましたとおり、当社が2022年3月2日に受領した「当社グローバル・アライアンス部門におけるGo To トラベル事業給付金の受給申請に関する調査委員会の調査報告書」の調査結果に関して、一部再検証すべき事項が判明したことを受け、検証委員会を設置し再検証を行いました。当社は、本検証結果を真摯に受け止め、2023年2月27日付で公表しました再発防止策を着実に実行してまいります。

株主、投資家、市場関係者の皆様並びにお取引先、そのほか全てのステークホルダーの皆様にご多大なご心配とご迷惑をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げますとともに、信頼回復に全力を挙げて取り組んでまいります。

(10) 対処すべき課題

今後、日本国内の少子高齢化と人口減少が進む一方、新興のオンライン旅行会社の参入や成長により、国内の旅行業界の競争は激化することが予想されます。また、スマートフォン等の通信端末の進化や新たなオンラインメディアの誕生により、これまでとは異なるマーケティング機会や新たな技術が日々登場しております。そのような状況の中、当社は以下のような課題に対処すべきと認識しています。

(商品企画力の向上)

オンライン化が進み事業者の旅行手配業務への参入が容易になることにより、他社との差別化において旅行の企画力がこれまで以上に重要になるものと考えております。

当社は、これまで企画担当者の現地研修や社内での勉強会をはじめとする商品企画力強化のための取り組みを行ってきましたが、他社とのさらなる差別化のために現地情報のデータベース化による知識の集約や社内研修等を活用した共有のための取り組みを強化して、企画力の向上を図っていきます。

(トラベル・コンシェルジュの採用と教育)

お客様に素晴らしい旅行体験を提供するためには、「トラベル・コンシェルジュ」の教育と採用が必要不可欠です。高いスキルを持った優秀な「トラベル・コンシェルジュ」を確保し、その能力を高めることが当社の喫緊の課題であると認識しております。現状は、新型コロナウイルス感染症の影響による業績不振等で社内人材が減少しているため、人材の確保に力を入れております。

また、オンラインでの旅行商品販売が拡大するにつれ、システムによるオンライン予約だけでは対応できない潜在ニーズに応えるために、当社の特徴である「トラベル・コンシェルジュ」による接客の重要性は高まっていくと考えております。当社では、「トラベル・コンシェルジュ」の教育を行う専門のセクションを設け、継続的な研修実施や外部講師の招聘等により「トラベル・コンシェルジュ」の接客力・対応力向上に努めております。新型コロナウイルス感染症などの影響で当事業年度は実施できておりませんが、海外旅行に関する個々の「トラベル・コンシェルジュ」の提案力を高めるため、随時、海外研修に派遣して現地を実際に体験することにより、実践的かつ具体的な旅のアドバイスにつながる知見の獲得に努めております。

(システム強化)

旅行の申込み方法ではインターネットが最も多く、スマートフォン等の情報端末の進化や電子商取引市場の拡大を勘案すると、今後もインターネット経由での売上が増えることが予想されます。

当社での旅行商品の取扱いはインターネットを通じたオンライン販売が中心であり、インターネットを利用して旅行商品を購入する消費者の割合が増えれば当社の対象マーケットは拡大し、当社の今後の成長に寄与することが見込まれます。当社では、すでにシステム上で予約が完結する「オンライン・パッケージ」システムを稼働させており24時間の自動予約に対応しておりますが、旅行商品データベースの充実やサーバの機能増強等、引き続きオンライン予約システムの機能強化を推進してまいります。また、情報端末の多様化への備えや画面上でユーザーが見やすく使い勝手の良いウェブサイト作りに取り組む等、利便性の高いウェブサイトの構築を進めてまいります。

(マーケティングの進化)

スマートフォン等の情報端末や技術の進化、日々の生活へのSNS（ソーシャルネットワークサービス）の浸透、新たなオンラインメディアの登場等により、消費者のインターネット上での購買行動が変化していくことが予想されます。その結果、中長期的には、これまでのインターネット上での広告手法や旅行系のポータルサイトを通じた集客が通用しなくなり、これまでとは異なるマーケティング手法への対処が必要となるものと考えております。

当社では今後のマーケティングの進化を課題と位置付け、従来の手法にとらわれない新たなマーケティングの方法を模索していきます。

(ブランド認知度の向上)

旅行業界において、大手の同業他社と比較したとき当社の認知度はまだまだ低いものと思われま。また、旅行商品は個人の消費支出の中では比較的単価の大きな商品であることから、旅行会社の選択にあたっては旅行会社の信頼性及び信用力も重要な要素となっております。多くのお客様から問い合わせを受け、お客様からの信頼を得るには当社の認知度向上と信頼性及び信用力の向上が不可欠と考えております。当社のブランド価値、認知度及び信頼性向上のため、積極的にPR施策を行ってまいります。

(海外市場の開拓)

今後、国内の人口減少が進む一方で、海外から国内へのインバウンド需要の拡大や新興国での旅行需要の増加が見込まれています。かかる環境の変化を見据えて、当社では訪日外国人のインバウンド旅行対応強化と日本国外における海外から海外への三国間旅行事業の強化を重要な戦略の一つとして位置付けております。

当社では訪日外国人のインバウンド旅行事業をすでに進めており、また成長著しいASEAN市場の旅行需要に対応すべく、先行地域としてインドシナ地域（ベトナム、カンボジア、ラオス）の戦略拠点となる現地法人をベトナムに設立しております。今後も、インバウンド旅行事業のさらなる強化と海外における旅行需要獲得のため、東南アジアの新興国を中心に海外における販売拠点を設けて、現地での旅行市場の開拓を推進してまいります。

(コンプライアンス体制の強化)

当社は、2023年1月に昨年度実施したグローバル・アライアンス部門におけるGo To Travel事業給付金の受給申請に関する調査の再調査を行いました。検証委員会からの報告書を受け、2023年2月より以下のとおり再発防止策の取り組みを進めております。

1. 経営責任の明確化

本受給申請の対象となった取引に関与した取締役は全員退任となりました。当該取引の懸念点を当時のCFOに対して相談するなど、リスク感度が高く、適正な判断力を持っていると考えられる岩田取締役が新社長として2023年2月28日付けで就任いたしました。

2. 指名・報酬委員会の設置

取締役の指名・報酬等に関する手続きの客観性・透明性を確保するために、任意の指名・報酬委員会を2023年3月15日の取締役会にて設置いたしました。

3. 経営幹部の会計リテラシーと会計不正リスク感度の向上

当社の会計監査人、他の監査法人、アドバイザリー会社が開催している会計リテラシーや会計不正事例の理解を高める内容を含むセミナー等の知見を獲得する機会について、コーポレート部門にて広く情報収集し、執行役員以上の経営幹部は、少なくとも半期に一度を目安にセミナー等を受講し、また、そのようなセミナー等を受講した役職員が、受講しなかった役職員に対して情報共有するための機会を設定するようにいたします。

4. CFO（コーポレート管掌取締役）の職責の限定

当社のコーポレート管掌取締役は、所管する範囲が財務、営業経理、経理、コーポレート企画、人事、法務・コンプライアンス、総務・IR及び営業サポートと広範囲に及ぶため、コーポレート管掌取締役の直接的な所管範囲を財務、営業経理、経理に限定し、会計に重要な事象に関して慎重に検討する時間を確保できる体制を構築いたします。その一環として、第29回定時株主総会において、新しい取締役1名選任のための議案を上程いたしました。

5. 監査法人との連携の強化

従前より行っている会計監査人とのコミュニケーションに加え、取締役会で決議される金額の重要性が高い与信設定の取引や、過去の取引とは異質の新規の取引などの当四半期で新たに発生した議題にフォーカスしたディスカッションを2023年4月より四半期毎に行っております。

6. 営業部門とコーポレート部門の職務分掌の運用徹底

内部監査部門がコーポレート部門の従業員に対して営業部門の業務を行っていないかに関するヒアリングを四半期毎に行います。これは、チェック機能を果たすべきコーポレート部門の役職員が営業部門の作業を支援するような状況が発生しないようにモニタリングするためです。また、コーポレート部門及び営業部門の従業員に対し、職務分掌の運用を徹底するための啓蒙を行っております。

上記のとおり再発防止策に取り組んでおりますが、引き続き上記の再発防止策を含めた内部統制システムの運用の徹底に努め、コンプライアンス体制の強化を進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2. 会社の株式に関する事項（2023年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 14,000,000株
(2) 発行済株式の総数 7,995,396株（自己株式34,404株を除く。）
(3) 当事業年度末の株主数 6,933名
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
高山泰仁	1,588,200	19.86
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB	786,500	9.84
株式会社アドベンチャー	477,600	5.97
坂井直樹	175,000	2.19
J P モルガン証券株式会社	138,700	1.73
野口孝寿	84,800	1.06
C B S / I I C S C L I E N T S	60,000	0.75
榎本一太	48,000	0.60
前澤弘基	47,000	0.59
葛野悦子	45,000	0.56

- (注) 1. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式（34,404株）を控除して算出しております。
2. 持株比率は、小数点第3位を四捨五入して表示しています。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

名称	第1回新株予約権
発行決議の日	2016年2月17日
新株予約権の数(個)	231
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	46,200(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	54(注)1
新株予約権の行使期間	自 2018年4月1日 至 2026年2月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 54(注)1 資本組入額 27(注)1
新株予約権の行使の条件	(注)2

役員の 保有状況	新株予約権の数		目的となる株式の種類及び数(注)1		保有者数
	取締役 (社外取締役を除く)	5個	普通株式	1,000株	1名
	社外取締役	一個	普通株式	一株	一名
	監査役	一個	普通株式	一株	一名

(注) 1. 2017年8月10日開催の取締役会決議により、2017年10月1日付で普通株式1株を2株に株式分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

2. 新株予約権の行使にかかる行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、以下(i)から(iii)までの期間ごとに、以下(i)から(iii)に掲げる割合を上限として新株予約権を行使することができる。ただし、各期間において行使可能な新株予約権の数は、整数未満を切り上げた数とする。

(i) 株式公開日と2018年4月1日のいずれか遅い日(以下「権利行使開始日」という。)から起算して1年間は、新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の数(以下「割当数」という。)の3分の1を上限として行使することができる。

-
- (ii) 権利行使開始日から起算して1年を経過した日から1年間は、割当数の3分の2を上限として行使することができる。
- (iii) 権利行使開始日から起算して2年を経過した日から2026年2月7日までは、割当数から前(i)及び(ii)で行使した数を控除した残りの数を行使することができる。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は関係会社の取締役、監査役又は従業員（以下「当社の取締役等」という。）のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りでない。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- (4) 新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了又は定年退職の場合を除く。）、当社は、取締役会の決議により当該新株予約権者が有する新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決定をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- (5) 新株予約権者が、当社と競業関係にある会社を設立し、又は当社と競業関係にある会社の取締役、監査役もしくは従業員のいずれかの地位に就いた場合、新株予約権の行使を認めないものとする。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。ただし、当該新株予約権者の権利行使につき正当な理由があると取締役会の決議により認められた場合は、この限りではない。
- (6) 新株予約権者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年間を経過しない者、暴力団準構成員その他これらに準ずる者（以下「反社会勢力等」という。）に該当し、又は、反社会勢力等と社会的に非難される関係を有することが判明した場合、取締役会の決議により当該新株予約権者が有する新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決定をすることができるものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

- (2) 当事業年度中に従業員等に職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況

2022年8月12日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

(1)	割当日	2022年8月29日
(2)	発行新株予約権数	60,000個
(3)	発行価額	総額21,480,000円
(4)	当該発行による潜在株式数	6,000,000株（本新株予約権1個につき100株）
(5)	調達資金の額	4,110,080,000円（注）
(6)	行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額 683.1円とします。 本新株予約権の行使価額は、2022年8月30日以降、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日（以下「修正日」といいます。）の属する週の前週の最終取引日（以下「修正基準日」といいます。）の株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の小数第1位未満の端数を切り上げた金額（以下「修正基準日価額」といいます。）が、当該修正基準日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正基準日価額に修正されます。なお、「取引日」とは、東証において売買立会が行われる日をいいます。但しかかる算出の結果、修正後の行使価額（以下「修正後行使価額」といいます。）が下限行使価額である341.6円を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。
(7)	本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金	本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とします。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とします。
(8)	募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
(9)	割当先	Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund MAP246 Segregated Portfolio
(10)	新株予約権の行使期間	2022年8月30日から2024年8月29日までとします。
(11)	資金使途	①社会保険延納分の納付資金 ②財務健全化に向けた借入金の返済資金

(注) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項（2023年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	岩田 静 絵	コーポレート部門管掌 事業戦略部門管掌 株式会社ミタイトラベル 常勤監査役
取締役	雨宮 孝 介	レジャー部門管掌 法人営業部門管掌 グローバル・アライアンス部門管掌 執行役員第2 法人営業本部長
取締役	中尾 隆一郎	株式会社中尾マネジメント研究所 代表取締役社長 株式会社LIFULL 社外取締役 リンクス株式会社 監査役 株式会社ZUU 社外取締役
常勤監査役	西袋 眞 司	
監査役	川合 弘 毅	スパイダープラス株式会社 取締役 株式会社アーバンエックステクノロジーズ 監査役
監査役	志村 直 子	西村あさひ法律事務所 パートナー 日本信号株式会社 監査役

- (注) 1. 取締役中尾隆一郎氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役川合弘毅氏及び志村直子氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役川合弘毅氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役中尾隆一郎氏と監査役川合弘毅氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。

5. 当事業年度中の役員の異動は以下のとおりであります。

- (1) 2022年6月29日開催の第28回定時株主総会終結の時をもって、菊池直俊氏は、任期満了により取締役を退任いたしました。
- (2) 2022年6月29日開催の第28回定時株主総会終結の時をもって、山崎暢久氏は、辞任により監査役を退任いたしました。
- (3) 2022年9月30日をもって、菅野章氏は辞任により取締役を退任いたしました。なお、退任時における担当は、レジャー部門管掌、執行役員第1 営業本部長、第2 営業本部長、第3 営業本部長、システム部門管掌、システム本部長でありました。
- (4) 2023年2月28日をもって、高山泰仁氏は辞任により代表取締役会長兼社長を退任いたしました。なお、退任時における担当は、代表取締役会長兼社長、レジャー部門管掌、事業戦略部門管掌、グローバル・アライアンス部門管掌でありました。

6. 当社は執行役員制度を採用しており、取締役雨宮孝介氏は執行役員を兼務しております。2023年3月31日現在の取締役以外の執行役員は、次のとおりであります。

職 名	氏 名
執行役員事業戦略本部長 兼 株式会社ミタイトラベル 取締役	朝居 宏文
執行役員第1 法人営業本部長	石野 敏明
執行役員レジャー営業本部長	上山 真矢
執行役員アライアンス統括本部長 兼 Tabikobo Vietnam Co. Ltd. 社長	中川 靖之

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役及び監査役全員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

(3) 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及を受けることによって負担することになる損害を当該保険契約により填補することとしております。

ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、管理職従業員及び社外派遣役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	譲渡制限付 株式報酬	賞与	
取締役 (うち社外取締役)	23,809 (2,700)	23,809 (2,700)	—	—	6 (1)
監査役 (うち社外監査役)	9,720 (6,480)	9,720 (6,480)	—	—	4 (3)

- (注) 1. 上記のほか、使用人兼務取締役 (3名) に対する使用人分給与として13,668千円支給しております。
2. 当事業年度末現在の人員は、取締役3名 (うち社外取締役1名)、監査役3名 (うち社外監査役2名) であります。
3. 上記の取締役の支給人員には、2022年6月29日開催の第28回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び2022年9月30日をもって辞任した取締役1名並びに2023年2月28日をもって辞任した取締役1名を含んでおります。
4. 上記の監査役の支給人員には、2022年6月29日開催の第28回定時株主総会終結の時をもって辞任した監査役1名を含んでおります。

(5) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会決議による定めに関する事項 当社取締役及び監査役の報酬等の限度額は以下のとおり、決議されております。

報酬の種類	株主総会決議	対象者	限度額	当該株主総会終結時点 の員数
金銭報酬	2015年6月26日開催 第21回定時株主総会	取締役	年額500,000千円以内 (ただし、使用人兼務取締役の 使用人分給与は含みません。)	4名
		監査役	年額300,000千円以内	1名
株式報酬	2019年6月28日開催 第25回定時株主総会	取締役	年額50,000千円以内 (うち社外取締役分は年額 10,000千円以内)	8名 (うち社外取締役2名)
		監査役	年額30,000千円以内	3名

(6) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能することを目的とした報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、具体的には、①基本報酬と②株式報酬により構成するものとします。それぞれの支給割合は、基本報酬を主体とし、株式報酬は中長期的な企業価値向上に資する適正な割合としております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

①基本報酬

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定金銭報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定いたします。

②株式報酬

当社の取締役の株式報酬は、譲渡制限付株式とし、対象取締役が割当を受けた当社株式の譲渡制限の解除を受けるのは、原則として、3年間以上で当社の取締役会が定める期間又は割当を受けた当社株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任若しくは退職する日までの期間、割当株式の総数は年50,000株以内といたします。

(7) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度におきましては、取締役の個人別の報酬額等及び種類別の報酬割合の決定に際して、2022年6月29日の取締役会において、当時の代表取締役会長兼社長高山泰仁に対し、株主総会で承認いただいた報酬限度額の年額の範囲内でその具体的内容について決定することを一任しております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役会長兼社長に委任することが最も適切であると判断したためです。

取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、社外取締役及び監査役に必要に応じて原案を諮問し答申を得る等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

(8) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役	中尾隆一郎	株式会社中尾マネジメント研究所	代表取締役社長	当社と株式会社中尾マネジメント研究所、株式会社LIFULL、リンクス株式会社及び株式会社ZUUとの間に重要な取引その他の関係はありません。
		株式会社LIFULL	社外取締役	
		リンクス株式会社	監査役	
		株式会社ZUU	社外取締役	
監査役	川合 弘毅	スパイダープラス株式会社	取締役	当社とスパイダープラス株式会社及び株式会社アーバンエックステクノロジーズとの間に重要な取引その他の関係はありません。
		株式会社アーバンエックステクノロジーズ	監査役	
監査役	志村 直子	西村あさひ法律事務所	パートナー	当社は西村あさひ法律事務所との間で法律顧問契約を締結しております。 当社と日本信号株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。
		日本信号株式会社	監査役	

- ② 社外役員の当事業年度における主な活動状況
 (i) 出席状況、発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

氏名	地位	活動状況
中尾隆一郎	社外取締役	当事業年度に開催された24回全ての取締役会に出席し、システムや組織活性化・人材育成等幅広い業務経験や豊富な知識・経験に基づき、当社の経営について疑問点等を明らかにするために適宜質問し、意見を述べるなど、種々の発言を行いました。
川合 弘毅	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会には24回中22回と14回全ての監査役会に出席し、公認会計士としての豊富な経験と専門的見地から、会計と内部統制の観点を中心に、当社の経営全般や取締役会の運営について助言や意見を述べるなど、種々の発言を行いました。
志村 直子	社外監査役	当事業年度に開催された24回中23回の取締役会と14回中13回の監査役会に出席し、弁護士としての豊富な経験と専門的見地から、特にコーポレート・ガバナンス及び法令遵守の観点で当社の経営全般や取締役会の運営について助言や意見を述べるなど、種々の発言を行いました。

- (ii) 当社の不祥事等に関する対応の概要

当社は、2023年1月11日付「2022年3月2日に受領したGo To トラベル事業給付金の受給申請に関する調査報告書の調査結果に関する一部再検証に係る検証委員会設置のお知らせ」にてお知らせしたとおり、当社が2022年3月2日に受領した「当社グローバル・アライアンス部門におけるGo To トラベル事業給付金の受給申請に関する調査委員会の調査報告書」の調査結果に関して、一部再検証すべき事項が判明したことを受け、検証委員会を設置し再検証を行い、2023年2月10日付で同委員会より検証報告書を受領し、その内容を公表しております。日頃から社外取締役及び各社外監査役は、取締役会等においてコンプライアンスの観点を踏まえた発言を行ってまいりました。当該事実の判明後は、調査、お客様への対応等の進捗について報告を受けるとともに、事実関係の把握及び原因究明並びにガバナンス、コンプライアンス体制の強化を強く求めるとともに、再発防止のための提言を行う等、その職責を果たしています。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

やまと監査法人

(注) 当社の会計監査人でありましたEY新日本有限責任監査法人は2022年6月29日開催の第28回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	32,000千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人から説明を受けた監査計画における監査時間や人員配置などの内容、従前の事業年度における監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を検討した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当し、当社の会計監査業務に重大な支障があると判断した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第4項第6号の取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（以下、「内部統制システム」といいます）の基本方針を取締役会で決議し、2023年3月15日開催の取締役会にて一部改定いたしました。その概要は以下のとおりです。

①取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 全役職員が法令遵守はもとより、誠実かつ公正な企業行動を通じて社会的な責任を果たしていくことを明確にするとともに、役職員に周知徹底させる体制をとります。
- b. コンプライアンス体制並びにリスク管理体制の充実、徹底を図るため、各部門から選抜された役職員から成る「コンプライアンス委員会」及び「リスク管理委員会」を設置し、当社事業運営上認識すべきリスク管理あるいはコンプライアンス上の重要な問題を審議し、対応方針を策定した上で、当該方針に基づき各部門にて問題解決に向けた取り組みを遂行し、その結果を取締役会に適宜報告する体制をとります。
- c. 「コンプライアンス委員会」及び「リスク管理委員会」は、コンプライアンス体制並びにリスク管理体制を定着させるための日常的活動を通じ、コンプライアンスの実効性の確保に努めるものとします。
- d. 組織的又は個人による違法行為等について、グループ会社の役職員が直接情報提供を行える内部通報制度（ヘルプライン）を設置し、コンプライアンス体制の強化を推進いたします。
- e. 監査役は独立した立場から当社グループの内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行について監査を行います。
- f. 取締役及び監査役の指名・報酬等に関する手続の公正性・透明性・客観性を強化し、当社コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役会がその諮問機関として「指名・報酬委員会」を設置します。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 株主総会議事録、取締役会議事録、重要な意思決定に関する文書等（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他取締役の職務の執行に係る重要な情報を法令及び「文書管理規程」等の社内諸規程に従い、保存・管理を行います。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 当社におけるリスク管理に関する基本事項を「リスク管理規程」に定め、リスク発生の防止と適切な対応により損失の最小化を図ることに努めます。
- b. リスク管理を担う機関として代表取締役を最高責任者としたリスク管理委員会を設置し、リスク管理に関する課題・対応策について検討いたします。
- c. 業務執行部門から独立した内部監査室が、リスク管理活動の取り組み状況について、内部監査を実施いたします。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則月1回定時に開催するほか、必要に応じて、適宜臨時に開催いたします。
- b. 経営判断が効率的に行えるよう役員会を毎月1回開催し、業務執行における重要事項並びに経営戦略等について審議を行い、必要事項は取締役会に上程する体制を採ります。
- c. 取締役会の決定に基づく執行業務については、「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」等の社内諸規程において、それぞれの責任者・責任と権限等を定めるとともに、随時見直しを行うものとします。

⑤当社及び当社関係会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a. 当社は、当社の関係会社の経営意思を尊重しつつ、当社が定める「関係会社管理規程」に基づき、一定の事項については当社に事前協議を求めるとともに、当社の関係会社の経営内容を的確に把握するための関係資料等の提出を求め、必要に応じて当社が当該関係会社に対し、助言を行うことにより、当社の関係会社の経営管理を行います。
- b. 当社は、当社の関係会社における経営効率化の推進、人材の開発及び業務の改善について指導指針を策定し、取締役会の承認を得て、随時指示を与えることで当社の関係会社の経営管理を行います。
- c. 当社は、業務の適正性及び有効性確保のために内部監査室による内部監査を実施いたします。

-
- d. 当社は、当社グループの各部門との情報交換を定期的実施するとともに、「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」に基づき当社の関係会社におけるリスク管理体制及びコンプライアンス体制を整備いたします。
- ⑥監査役がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- a. 監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、必要に応じて、その要請に基づき、監査役の職務を補助する使用人を配置いたします。
- b. 当該使用人の職務に関しては、取締役その他役員等の指揮命令を受けず、監査役の指示に従うものとし、当該使用人の人事（人事評価・異動等）について、監査役の同意を得るものとします。
- ⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の経営に関する重要な会議への出席及び取締役会議事録並びに稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて、取締役及び使用人にその説明を求めることができますものとし、
- b. 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度（ヘルプライン）による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する体制を採ります。
- ⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 監査役と代表取締役との定期的な意見交換会を設けます。
- b. 監査役は、会計監査人及び内部監査室と緊密な連携を図り、情報交換を行い、相互の適切な意思疎通を確保することで、効果的な監査業務遂行ができる体制を採ります。
- c. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。

⑨反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- a. 当社は、「反社会的勢力排除に関する規程」を定め、反社会的勢力との一切の関係を遮断するための体制を整備いたします。
- b. 反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為等に対しては、毅然とした態度で臨み、顧問弁護士や警察等の外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備いたします。

⑩財務報告の信頼性を確保するための体制

- a. 当社は、財務報告の信頼性と適正性の確保のため、財務報告に係る内部統制の整備を行い、継続した運用、評価及び有効性向上のための取り組みを行うものとします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、上記体制に基づく内部統制システムの整備について、内部監査室による点検を行い、その適切な運用に努めております。

当事業年度における運用状況のうち主なものは、以下のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取り組み

- ・当社の役職員が通報・相談できる窓口を設置し、社内イントラネットへの掲示により役職員への周知を図っております。また、通報・相談によって、社内に不利益な処遇を受けることがないことを「内部通報制度運用規程」で定めております。内部通報制度（ヘルプライン）の通報受付窓口として社内窓口、弁護士事務所に外部窓口を設け複数の通報チャンネルを用意しています。またコンプライアンスについて全社員を対象に社内研修を実施したほかアンケートによる意識調査を実施いたしました。
- ・内部監査については、代表取締役直轄の内部監査室が、年間計画に基づき当社各部門及び当社関係会社について監査を行い、代表取締役社長への報告を実施しました。年間の内部監査計画と監査結果については、取締役会に報告を行っております。

② 情報保存管理体制

- ・当社は、取締役会等の議事録、稟議書、会計書類その他、取締役の職務執行に係る情報・文書について、法令及び社内規程に則り、適切に保存・管理を行っております。

③ リスクマネジメントに関する取り組み

- ・当社のリスク管理の目的、体制及び手法を定めた「リスク管理規程」について、社内イントラネットへの掲示等により役職員への周知を図っております。

-
- ・当社のリスク抽出及びその対応策についてリスク管理委員会で審議の上、重点的に取り組むべき課題及び対応策について検討いたしました。またその対応の進捗についても同様のプロセスで確認を実施しました。

④ 職務執行の適正性及び効率性に関する取り組み

- ・当事業年度は当社取締役会を24回開催し、法令及び定款で定められた専決事項の決議に加え、コーポレート・ガバナンス体制及び当社グループの業績に大きな影響を与えうる業務執行の決定を実施しました。
- ・当事業年度は当社の代表取締役社長、取締役、執行役員及び重要な使用人が参加する役員会を12回開催し、各事業部門の執行状況を把握するとともに、取締役会から委任を受けた重要事項について協議して機動的な決定を実施しました。

⑤ 関係会社管理

- ・「海外関係会社管理規程」に基づき、子会社に関する重要事項について、当社子会社により報告を受けております。
- ・取締役会において当社グループの月次業績が報告され、当社グループの経営目標の進捗状況、経営課題及びその対応策について確認し、審議を実施しました。
- ・国内外の子会社の代表者及び当社の取締役や執行役員等が定期的に、経営状況や課題等予算と実績の差異分析を通じて業績目標の達成を図るとともに、コンプライアンスを遵守したものであるか双方でモニタリングをしています。

⑥ 監査役監査体制

- ・監査役への報告については、監査役が当社の重要な会議体へ出席する機会を確保することで、これらの会議を通じた監査役への報告及び情報提供を実施しました。
- ・監査役は、当社の内部監査室及び監査法人と定期的に情報共有会を開催するほか、当社取締役から業績、事業の運営状況及び内部統制の整備等について報告を受けること等により、監査の実効性を高めております。

当社は、2023年2月10日付で公表いたしましたとおり、当社が2022年3月2日に受領した「当社グローバル・アライアンス部門におけるGo To トラベル事業給付金の受給申請に関する調査委員会の調査報告書」の調査結果に関して、一部再検証すべき事項が判明したことを受け、検証委員会を設置し再検証を行い、再発防止策に取り組んでおります。引き続き再発防止策を含めた内部統制システムの運用の徹底に努め、コンプライアンス体制の強化を進めてまいります。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,532,479	流動負債	2,346,832
現金及び預金	827,908	買掛金	81,513
売掛金	223,056	短期借入金	1,799,000
割賦売掛金	1,912	未払金	72,409
旅行前払金	356,628	未払費用	15,159
未収入金	6,879	未払法人税等	18,679
その他	117,217	旅行前受金	248,405
貸倒引当金	△1,124	預り金	14,498
固定資産	313,699	賞与引当金	1,251
有形固定資産	0	資産除去債務	38,866
無形固定資産	0	その他	57,049
投資その他の資産	313,699	固定負債	551,727
長期貸付金	4,876	長期借入金	500,000
差入保証金	200,130	資産除去債務	12,301
長期未収入金	299,037	その他	39,425
その他	113,569	負債合計	2,898,559
貸倒引当金	△303,913	(純資産の部)	
資産合計	1,846,179	株主資本	△1,120,971
		資本金	1,545,330
		資本剰余金	1,455,330
		利益剰余金	△4,121,504
		自己株式	△128
		その他の包括利益累計額	27,799
		為替換算調整勘定	27,799
		新株予約権	14,240
		非支配株主持分	26,551
		純資産合計	△1,052,380
		負債純資産合計	1,846,179

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		1,262,157
売上原価		863,048
売上総利益		399,109
販売費及び一般管理費		1,287,449
営業損失		△888,340
営業外収益		
受取利息	501	
受取配当金	0	
為替差益	2,036	
助成金収入	38,231	
受取手数料	6,150	
その他	6,813	53,733
営業外費用		
支払利息	36,480	
支払保証料	922	
支払手数料	5,873	
その他	643	43,919
経常損失		△878,525
特別利益		
固定資産売却益	2,080	2,080
特別損失		
減損損失	106,969	
和解金	27,342	
固定資産除却損	0	134,311
税金等調整前当期純損失		△1,010,756
法人税、住民税及び事業税	7,566	7,566
当期純損失		△1,018,322
非支配株主に帰属する当期純損失		△4,366
親会社株主に帰属する当期純損失		△1,013,956

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,061,865	971,865	△3,107,079	△128	△1,073,476
当期変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	483,465	483,465			966,930
親会社株主に帰属する 当期純損失			△1,013,956		△1,013,956
連結子会社の増資による持分の 増減		△469			△469
利益剰余金から資本剰余金への 振替		469	△469		—
株主資本以外の項目の当期変動 額 (純額)					—
当期変動額合計	483,465	483,465	△1,014,425	—	△47,495
当期末残高	1,545,330	1,455,330	△4,121,504	△128	△1,120,971
	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計			
当期首残高	21,284	21,284	—	30,290	△1,021,901
当期変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)					966,930
親会社株主に帰属する 当期純損失					△1,013,956
連結子会社の増資による持分の 増減					△469
利益剰余金から資本剰余金への 振替					—
株主資本以外の項目の当期変動 額 (純額)	6,515	6,515	14,240	△3,738	17,016
当期変動額合計	6,515	6,515	14,240	△3,738	△30,479
当期末残高	27,799	27,799	14,240	26,551	△1,052,380

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I. 継続企業の前提に関する注記

当社グループは、前連結会計年度において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による売上高の急激な落ち込みにより、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しておりました。当連結会計年度においても、旅行需要の大幅な減退が継続しており、888,340千円の営業損失、878,525千円の経常損失、1,013,956千円の親会社株主に帰属する当期純損失を計上しております。その結果、当連結会計年度末の純資産は1,052,380千円の債務超過となっております。

これらにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社グループは、当該状況を解消すべく、以下の対応策を図ってまいります。

①徹底的なコスト削減

新型コロナウイルス感染症の全世界的な感染拡大が顕在化した2021年3月期以降、販売費及び一般管理費の見直しを行っており、広告宣伝費や支払手数料の削減に加えて、役員報酬の減額、賞与支給の停止、従業員の休業や出向、他社への転籍による削減などを実施しました。当連結会計年度においては、さらなる固定費圧縮と人員数適正化のため、希望退職の実施及び東京本社の縮小移転を行いました。2024年3月期以降も、売上高に見合った販売費及び一般管理費となるよう引き続きコストコントロールを実行してまいります。

②海外旅行市場回復を見据えた収益確保の準備

当社グループは従来、海外旅行商品を強みとしてきましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、世界各国において海外渡航制限や行動制限等の措置が取られるなど、海外旅行商品の販売に関して厳しい状況が続いておりました。しかしながら、足元の状況として、海外渡航に関する様々な明るい兆しが見え始めております。このような状況を踏まえ、当社グループにおいては、新型コロナウイルス感染症の拡大前に当社グループの収益の中で大きな比率を占めていた海外旅行商品の販売に資源を集中しており、2024年3月期以降は人員の新規採用や広告宣伝費の投下の拡大により、取扱高の伸長と業績の改善を図ってまいります。

③資金の確保

当連結会計年度末における現金及び預金は827,908千円と、前連結会計年度末比1,990,959千円減少しております。総額1,799,000千円の当座貸越契約等に関しては契約期限が2023年5月末となっておりますが、取引銀行とは継続的に支援いただくための協議を行っており、契約期限の延長の可能性は高いものと考えております。また、資本増強のために、2022年8月に第三者割当による第3回新株予約権を発行しました。当連結会計年度において当該新株予約権の行使により956,277千円を調達しております。当該新株予約権の付与総数は60,000個であり、当連結会計年度末における未行使残数は39,777個であります。

以上の対応策の実施により、事業面及び財務面での安定化を図り、当該状況の解消、改善に努めてまいります。しかしながら、上記の対応策等は実施途上であることから、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を反映しておりません。

II. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数 4社

連結子会社の名称

ALOHA 7, INC.

Tabikobo Vietnam Co. Ltd.

PT. Ramayana Tabikobo Travel

株式会社ミタイトラベル

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Tabikobo Vietnam Co. Ltd.及びPT. Ramayana Tabikobo Travelの決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物附属設備 6年～15年
- ・車両運搬具 6年
- ・工具、器具及び備品 3年～8年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。

③ リース資産

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、主として以下の5ステップアプローチに基づき、財又はサービスが顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務へ配分する

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するにつれて）収益を識別する

主要な事業における収益の計上基準は以下のとおりであります。

旅行業

旅行業は、主に自社の企画旅行商品の販売、旅行の手配を行っており、旅行条件書に基づいて顧客に対し企画旅行の実施や航空券・鉄道・ホテル等の手配を行う義務を負っております。当該履行義務は、顧客が帰着した時点又は旅行の実施期間にわたり充足されると判断し収益を認識しております。

なお、旅行商品販売のうち、手配旅行などの当社及び連結子会社が代理人として行う取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等については、振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段・・・為替予約

ヘッジ対象・・・外貨建金銭債務

③ ヘッジ方針

当社の内規である「デリバティブ取引規程」に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件は同一であり、かつヘッジ開始以降も継続してキャッシュ・フロー変動又は相場変動を完全に相殺するものと想定できるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

(6) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外国通貨及び外貨建短期金銭債権債務は決算日の直物為替相場によって換算しており、換算差額は損益にて処理しております。

また、為替予約の振当処理の対象となっている外貨建金銭債務については、当該為替予約の円貨に換算しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

Ⅲ. 表示方法の変更

連結貸借対照表

前連結会計年度において区分掲記しておりました「建物附属設備」(当連結会計年度0千円)、「車両運搬具」(当連結会計年度0千円)及び「その他」(当連結会計年度0千円)については、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「有形固定資産」として一括表示しております。

前連結会計年度において区分掲記しておりました「ソフトウェア」(当連結会計年度0千円)及び「その他」(当連結会計年度0千円)については、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「無形固定資産」として一括表示しております。

連結損益計算書

前連結会計年度において「営業外収益」の「その他」に含めておりました「受取手数料」(前連結会計年度491千円)については、重要性が高まったため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

Ⅳ. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
繰延税金資産	—
繰延税金負債	0

(2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法

将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来加算一時差異の解消スケジュール及び将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは事業計画を基礎としております。

② 主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる事業計画における主要な仮定は、予想販売数量であります。なお、当社グループは、2023年度に海外旅行市場における旅行者数が段階的に回復に向かうと見込んでおります。

③ 翌年度の連結計算書類に与える影響

繰延税金資産の回収可能性の判断は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度の連結計算書類において繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

V. 会計上の見積りの変更に関する注記

(資産除去債務の見積りの変更)

当社の大阪支店の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、原状回復費用の新たな情報入手に伴い、より精緻な見積りが可能となったことから見積りの変更を行いました。

この見積りの変更による増加額33,189千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

なお、変更に伴って計上した有形固定資産については、その備忘価額を除く全額を減損損失として処理したため、当連結会計年度の税金等調整前当期純損失は33,189千円増加しております。

VI. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 79,336千円

2. 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び負債の残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び負債の残高は、「X. 収益認識に関する注記 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報 (1) 契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

VII. 連結損益計算書に関する注記

1. 売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「X. 収益認識に関する注記 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2. 減損損失

当社グループは以下の資産について減損損失を計上いたしました。

用途	場所	種類	減損損失
事業用資産	東京本社	建物附属設備及び ソフトウェア仮勘定等	73,779千円
事業用資産	大阪支店	建物附属設備	33,189千円

当社グループの事業は、旅行業の単一事業であることから、事業用資産は全体で1つの資産グループとしております。ただし、遊休資産や処分意思決定をした資産については、個別の資産グループとして取り扱っております。

当連結会計年度において、事業用資産における収益性の低下により、投資額の回収が困難と見込まれたため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、106,969千円を減損損失として計上しております。なお、当該資産グループの回収可能価額は使用価値により算定しており、将来キャッシュ・フローに基づく価値がマイナスであるため、ゼロとして評価しております。

Ⅷ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び株式数

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	5,944,300株	2,085,500株	－株	8,029,800株

(変動事由の概要)

新株予約権の権利行使による新株の発行による増加 2,085,500株

(2) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度末の株式引受権に係る株式の種類及び総数
該当事項はありません。

(4) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の
目的となる株式の種類及び数
普通株式 4,023,900株

IX. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、短期的な預金を主体として資金運用を行っております。また、金融機関からの借入、新株予約権の発行により資金調達を行っております。

デリバティブ取引については、外貨建金銭債務の為替変動リスクをヘッジすることを目的としており、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びリスク

営業債権である売掛金、未収入金及び差入保証金は、取引先の信用リスクに晒されております。割賦売掛金については、信販会社との保証契約により顧客の信用リスクをヘッジしております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。

借入金には主に運転資金の調達を目的としたものであり、変動金利によるものが含まれており、金利変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建金銭債務に係る為替変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引であります。ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性の評価方法等については、「Ⅱ. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 3. 会計方針に関する事項 (5) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社グループは、債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況の悪化等を把握したときは、速やかに対応する等して、その軽減に努めております。

② 市場リスクの管理

当社グループは、外貨建金銭債務について、主要通貨の為替変動リスクに対して原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引における為替予約取引についての基本方針は、取締役会で決定され、取引の実行及び管理は財務セクションが行っております。なお、取引残高・損益状況については、取締役会に定期的に報告することとしております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

資金調達に係る流動性リスクについては、適時に資金繰り計画を作成・更新する等、そのリスク軽減に努めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
差入保証金	200,130	195,344	△4,785
資産計	200,130	195,344	△4,785
長期借入金	500,000	448,437	△51,562
負債計	500,000	448,437	△51,562

(注)「現金及び預金」「売掛金」「未収入金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」については、現金であること、及び短時間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、「割賦売掛金」については、回収まで1年以上要するものもありますが、顧客の信用状態は大きく異なることはなく、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	195,344	—	195,344
資産計	—	195,344	—	195,344
長期借入金	—	448,437	—	448,437
負債計	—	448,437	—	448,437

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価は、当該差入見込期間に見合った国債の利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

X. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント
	旅行業
個人旅行事業	748,262
法人旅行事業	456,823
インバウンド旅行事業	38,899
その他	18,171
顧客との契約から生じる収益	1,262,157
その他の収益	—
外部顧客への売上高	1,262,157

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「Ⅱ. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 3. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載しております。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	122,815	224,969
売掛金	120,213	223,056
割賦売掛金	2,602	1,912
契約資産	—	—
契約負債	90,370	248,405
旅行前受金	90,370	248,405

契約負債は、旅行商品の販売で履行義務充足前に対価を受領したものであります。なお、契約負債は収益の認識に伴い取り崩しております。

当連結会計年度に認識された収益の金額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、90,370千円であります。また、当連結会計年度において、契約負債が158,034千円増加した理由は、旅行商品の販売で履行義務充足前に受領した対価が増減した結果であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社においては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

XI. 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 Δ 136円73銭
- 1株当たり当期純損失 Δ 149円26銭

XII. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,354,754	流動負債	2,282,138
現金及び預金	690,169	買掛金	70,280
売掛金	201,259	短期借入金	1,799,000
割賦売掛金	1,912	未払金	73,261
旅行前払金	328,151	未払費用	10,225
前払費用	45,789	未払法人税等	16,615
未収入金	6,809	旅行前受金	213,683
その他	81,785	預り金	14,244
貸倒引当金	△1,124	資産除去債務	38,866
固定資産	359,109	その他	45,960
有形固定資産	0	固定負債	551,727
無形固定資産	0	長期借入金	500,000
投資その他の資産	359,109	資産除去債務	12,301
関係会社株式	66,286	その他	39,425
長期貸付金	4,876	負債合計	2,833,865
長期前払費用	352	(純資産の部)	
差入保証金	180,159	株主資本	△1,134,241
長期未収入金	299,037	資本金	1,545,330
その他	112,311	資本剰余金	1,455,330
貸倒引当金	△303,913	資本準備金	1,455,330
資産合計	1,713,864	利益剰余金	△4,134,774
		その他利益剰余金	△4,134,774
		繰越利益剰余金	△4,134,774
		自己株式	△128
		新株予約権	14,240
		純資産合計	△1,120,001
		負債純資産合計	1,713,864

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		1,130,140
売上原価		809,976
売上総利益		320,164
販売費及び一般管理費		1,176,300
営業損失		△856,136
営業外収益		
受取利息	453	
受取配当金	0	
助成金収入	38,231	
受取手数料	6,150	
その他	6,702	51,538
営業外費用		
支払利息	36,477	
支払保証料	922	
為替差損	395	
支払手数料	5,873	
その他	636	44,305
経常損失		△848,903
特別利益		
固定資産売却益	2,080	2,080
特別損失		
減損損失	106,969	
和解金	27,342	
固定資産除却損	0	134,311
税引前当期純損失		△981,133
法人税、住民税及び事業税	5,747	5,747
当期純損失		△986,881

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	1,061,865	971,865	971,865	△3,147,893	△3,147,893	△128	△1,114,290	
当期変動額								
新株の発行 (新株予約権の行使)	483,465	483,465	483,465		-		966,930	
当期純損失			-	△986,881	△986,881		△986,881	
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			-		-		-	
当期変動額合計	483,465	483,465	483,465	△986,881	△986,881	-	△19,951	
当期末残高	1,545,330	1,455,330	1,455,330	△4,134,774	△4,134,774	△128	△1,134,241	

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	-	△1,114,290
当期変動額		
新株の発行 (新株予約権の行使)		966,930
当期純損失		△986,881
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	14,240	14,240
当期変動額合計	14,240	△5,711
当期末残高	14,240	△1,120,001

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I. 継続企業の前提に関する注記

当社は、前事業年度において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による売上高の急激な落ち込みにより、営業損失、経常損失、当期純損失を計上しておりました。当事業年度においても、旅行需要の大幅な減退が継続しており、856,136千円の営業損失、848,903千円の経常損失、986,881千円の当期純損失を計上しております。その結果、当事業年度末の純資産は1,120,001千円の債務超過となっております。

これらにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社は、当該状況を解消すべく、以下の対応策を図ってまいります。

①徹底的なコスト削減

新型コロナウイルス感染症の全世界的な感染拡大が顕在化した2021年3月期以降、販売費及び一般管理費の見直しを行っており、広告宣伝費や支払手数料の削減に加えて、役員報酬の減額、賞与支給の停止、従業員の休業や出向、他社への転籍による削減などを実施しました。当事業年度においては、さらなる固定費圧縮と人員数適正化のため、希望退職の実施及び東京本社の縮小移転を行いました。2024年3月期以降も、売上高に見合った販売費及び一般管理費となるよう引き続きコストコントロールを実行してまいります。

②海外旅行市場回復を見据えた収益確保の準備

当社は従来、海外旅行商品を強みとしてきましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、世界各国において海外渡航制限や行動制限等の措置が取られるなど、海外旅行商品の販売に関して厳しい状況が続いておりました。しかしながら、足元の状況として、海外渡航に関する様々な明るい兆しが見え始めております。このような状況を踏まえ、当社においては、新型コロナウイルス感染症の拡大前に当社の収益の中で大きな比率を占めていた海外旅行商品の販売に資源を集中しており、2024年3月期以降は人員の新規採用や広告宣伝費の投下の拡大により、取扱高の伸長と業績の改善を図ってまいります。

③資金の確保

当事業年度末における現金及び預金は690,169千円と、前事業年度末比1,951,320千円減少しております。総額1,799,000千円の当座貸越契約等に関しては契約期限が2023年5月末となっておりますが、取引銀行とは継続的に支援いただくための協議を行っており、契約期限の延長の可能性は高いものと考えております。また、資本増強のために、2022年8月に第三者割当による第3回新株予約権を発行しました。当事業年度において当該新株予約権の行使により956,277千円を調達しております。当該新株予約権の付与総数は60,000個であり、当事業年度末における未行使残数は39,777個であります。

以上の対応策の実施により、事業面及び財務面での安定化を図り、当該状況の解消、改善に努めてまいります。しかしながら、上記の対応策等は実施途上であることから、現時点においては、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を反映しておりません。

II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券
子会社株式
移動平均法による原価法
- (2) デリバティブ
時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

- ・建物附属設備 6年～15年
- ・車両運搬具 6年
- ・工具、器具及び備品 3年～8年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース物件の所有者が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、主として以下の5ステップアプローチに基づき、財又はサービスが顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務へ配分する

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するにつれて）収益を識別する
主要な事業における収益の計上基準は以下のとおりであります。

旅行業

旅行業は、主に自社の企画旅行商品の販売、旅行の手配を行っており、旅行条件書に基づいて顧客に対し企画旅行の実施や航空券・鉄道・ホテル等の手配を行う義務を負っております。当該履行義務は、顧客が帰着した時点又は旅行の実施期間にわたり充足されると判断し収益を認識しております。

なお、旅行商品販売のうち、手配旅行などの当社が代理人として行う取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等については、振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段……………為替予約

ヘッジ対象……………外貨建金銭債務

(3) ヘッジ方針

当社の内規である「デリバティブ取引規程」に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件は同一であり、かつヘッジ開始以降も継続してキャッシュ・フロー変動又は相場変動を完全に相殺するものと想定できるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外国通貨及び外貨建短期金銭債権債務は決算日の為替相場によって換算しており、換算差額は損益にて処理しております。

なお、為替予約の振当処理の対象となっている外貨建債務については、当該為替予約の円貨額に換算しております。

Ⅲ. 表示方法の変更

貸借対照表

前事業年度において区分掲記しておりました「建物附属設備」(当事業年度0千円)及び「工具、器具及び備品」(当事業年度0千円)については、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「有形固定資産」として一括表示しております。

前事業年度において区分掲記しておりました「ソフトウェア」(当事業年度0千円)及び「ソフトウェア仮勘定」(当事業年度0千円)については、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「無形固定資産」として一括表示しております。

損益計算書

前事業年度において「営業外収益」の「その他」に含めておりました「受取手数料」(前事業年度491千円)については、重要性が高まったため、当事業年度においては区分掲記しております。

Ⅳ. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
繰延税金資産	—
繰延税金負債	0

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法

将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来加算一時差異の解消スケジュール及び将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは事業計画を基礎としております。

② 主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる事業計画における主要な仮定は、予想販売数量であります。なお、当社は、2023年度に海外旅行市場における旅行者数が段階的に回復に向かうと見込んでおります。

③ 翌年度の計算書類に与える影響

繰延税金資産の回収可能性の判断は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度の計算書類において繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

V. 会計上の見積りの変更に関する注記

(資産除去債務の見積りの変更)

当社の大阪支店の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、原状回復費用の新たな情報入手に伴い、より精緻な見積りが可能となったことから見積りの変更を行いました。

この見積りの変更による増加額33,189千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

なお、変更に伴って計上した有形固定資産については、その備忘価額を除く全額を減損損失として処理したため、当事業年度の税引前当期純損失は33,189千円増加しております。

VI. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	51,419千円
2. 関係会社に対する金銭債権及び債務	
金銭債権	13,877千円
金銭債務	1,339千円

Ⅶ. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高	70,316千円
営業取引以外の取引高	429千円

2. 減損損失

当社は以下の資産について減損損失を計上いたしました。

用途	場所	種類	減損損失
事業用資産	東京本社	建物附属設備及び ソフトウェア仮勘定等	73,779千円
事業用資産	大阪支店	建物附属設備	33,189千円

当社の事業は、旅行業の単一事業であることから、事業用資産は全体で1つの資産グループとしております。ただし、遊休資産や処分の意思決定をした資産については、個別の資産グループとして取り扱っております。

当事業年度において、事業用資産における収益性の低下により、投資額の回収が困難と見込まれたため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、106,969千円を減損損失として計上しております。なお、当該資産グループの回収可能価額は使用価値により算定しており、将来キャッシュ・フローに基づく価値がマイナスであるため、ゼロとして評価しております。

Ⅷ. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末日における自己株式の株式数

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	23,504株	10,900株	－株	34,404株

(変動事由の概要)

譲渡制限付株式報酬の権利失効による増加 10,900株

Ⅸ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

税務上の繰越欠損金	1,178,415千円
減損損失	131,699千円
移転補償金	12,629千円
資産除去債務	15,667千円
繰延消費税	2,313千円
長期未払金	1,015千円
未収入金	4,095千円
未払事業税	3,328千円
その他	109,678千円
繰延税金資産小計	1,458,843千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△1,178,415千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△280,428千円
評価性引当額小計	△1,458,843千円
繰延税金資産合計	－千円
(繰延税金負債)	
資産除去債務に対応する有形固定資産	△0千円
繰延税金負債合計	△0千円
繰延税金負債純額	△0千円

X. 関連当事者との取引に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

XI. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

XII. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | △141円86銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | △145円28銭 |

XIII. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月26日

株式会社旅工房
取締役会 御中

やまと監査法人
東京都港区
指定社員 公認会計士 小黒健三
業務執行社員
指定社員 公認会計士 木村 喬
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社旅工房の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社旅工房及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度に引き続き、2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度に営業損失888,340千円、経常損失878,525千円、親会社株主に帰属する当期純損失1,013,956千円を計上しており、当連結会計年度末において連結貸借対照表上1,052,380千円の債務超過の状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月26日

株式会社旅工房
取締役会 御中

やまと監査法人
東京都港区
指定社員 公認会計士 小黒健三
業務執行社員
指定社員 公認会計士 木村 喬
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社旅工房の2022年4月1日から2023年3月31日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前事業年度に引き続き、2022年4月1日から2023年3月31日までの第29期事業年度に営業損失856,136千円、経常損失848,903千円、当期純損失986,881千円を計上しており、当事業年度末において貸借対照表上1,120,001千円の債務超過の状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第29期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び内部監査室等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会等）に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容に指摘すべき事項は認められません。
なお、内部統制システムの構築状況に指摘すべき重大な事項は認められませんが、内部統制システムの一部の事項に十分に運用されているとは言えない点が認められ、2023年2月10日に検証委員会から受領した検証報告書の検証結果および提言を受けて、当社取締役が当該不備の改善に取り組んでいることを確認しております。監査役会としては、引き続きその取組状況を注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 やまと監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 やまと監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月26日

株式会社 旅工房 監査役会

常勤監査役	西 袋 眞 司 ㊞
社外監査役	川 合 弘 毅 ㊞
社外監査役	志 村 直 子 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役1名選任の件

経営体制の一層の強化、充実を図るため取締役1名を増員することといたしたく、取締役1名の選任をお願いするものです。

また、取締役候補者の選任につきましては、任意の「指名・報酬委員会」での審議を経て、取締役会にて候補者を決定しています。

取締役候補者は、次のとおりであります。

あさ い ひろ ふみ
朝 居 宏 文 (1977年9月25日生)

新任

候補者の有する当社の株式数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2005年 1月 株式会社アクディア入社
2007年 10月 健康ホールディングス株式会社（現RIZAPグループ株式会社）へ転籍
2008年 8月 スリープログループ株式会社（現ギグワークス株式会社）入社
2010年 8月 KLab株式会社入社
2014年 9月 アクセルマーク株式会社入社
2016年 4月 株式会社アドベンチャー入社
2020年 3月 当社入社
2022年 7月 当社執行役員事業戦略本部本部長（現任）
2022年 9月 株式会社ミタイトラベル取締役（現任）

取締役候補者の選任理由

朝居宏文氏は、複数の上場会社で経営企画、経理・財務の要職を歴任し、事業戦略や財務会計・管理会計を中心とした幅広い見識と実績を有しております。当社においては、事業戦略部門の執行役員を務め、事業計画の立案から資金調達の実行など、債務超過解消に向けた取り組みを牽引しております。これらのことから、当社の経営に適切な人物と判断し、同氏を取締役として推薦するものです。なお、同氏が取締役に就任した場合、当社が2023年2月に公表した再発防止策に基づき、CFO（コーポレート管掌取締役）の職責を限定するため、コーポレート企画、IR、人事の所管を同氏に移譲する予定です。

(注) 1. 取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

2. 役員等賠償責任保険契約

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含む）に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用等を、当該保険契約により填補することとしております。朝居氏が取締役に選任され就任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役西袋眞司氏は、本総会終結のときをもって監査役を辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、監査役候補者黒田潤氏は、監査役西袋眞司氏の補欠として選任をお願いするものであり、その任期は、当社定款の定めにより、西袋眞司氏の任期が終了する2024年6月開催予定の第30回定時株主総会終結の時までとなります。

また、監査役候補者の選任につきましては、任意の「指名・報酬委員会」での審議を経て、監査役会の同意を得たうえで、取締役会にて候補者を決定しています。

監査役候補者は、次のとおりであります。

くろ だ じゅん
黒 田 潤

(1953年2月21日生)

新任	社外
独立	

候補者の有する当社の株式数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年4月 株式会社三和銀行（現三菱UFJ銀行）入行
2007年9月 イオン総合金融準備株式会社（現株式会社イオン銀行）入社
2007年10月 株式会社イオン銀行 取締役
2009年4月 イオンクレジットサービス株式会社（現イオンフィナンシャルサービス株式会社）出向 同社執行役員
2013年4月 イオンファイナンシャルサービス株式会社出向
2019年4月 AFSコーポレーション株式会社 取締役
2021年6月 同社参与
2023年6月 株式会社柘屋 社外監査役（現任）

社外監査役候補者の選任理由

黒田潤氏は、銀行並びに銀行持株会社ほか金融機関で長年にわたり様々な要職を歴任し、内部監査業務を中心に内部統制、コンプライアンス、リスク管理にかかわる豊富な知識及び経験を有しております。その知識や経験に基づく客観的かつ公正な視点から、社外監査役として、当社のコーポレート・ガバナンスの向上及び監査機能の拡充、強化を図るうえで、同氏が適任であると判断し、新たに監査役として選任をお願いするものです。

- (注) 1. 監査役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 黒田潤氏は、社外監査役候補者であります。
3. 独立役員

黒田潤氏は、東京証券取引所において定める独立役員の要件及び当社の定める独立性判断基準を満たしており、社外監査役としての独立性は十分に確保されていることから、当社は同氏を独立役員として指定し、同証券取引所に届け出る予定です。

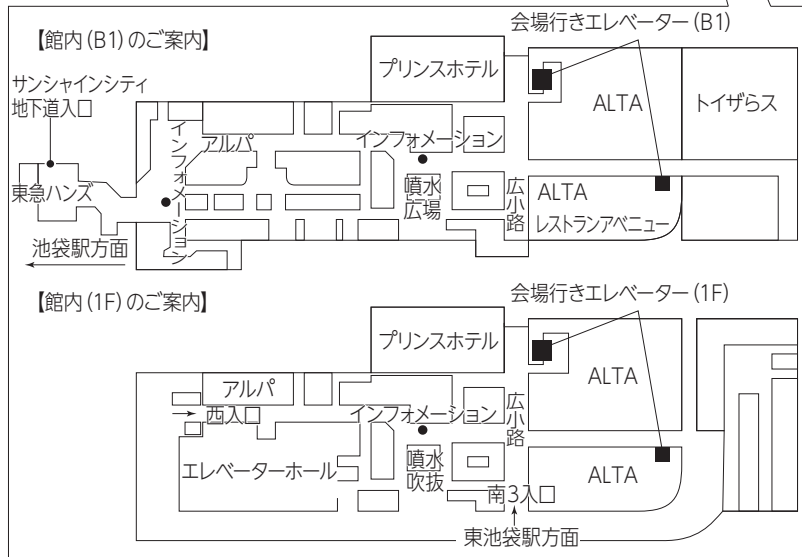
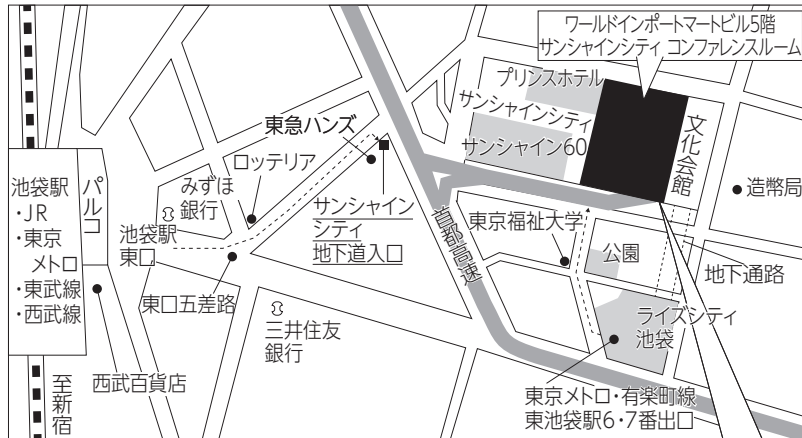
4. 責任限定契約

黒田潤氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

5. 役員等賠償責任保険契約

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含む）に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用等を、当該保険契約により填補することとしております。黒田潤氏が監査役に選任され就任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第29回定時株主総会会場ご案内図



会場

東京都豊島区東池袋三丁目1番3号
 サンシャインシティ ワールドインポートマートビル5階
 サンシャインシティ会議室 コンファレンスルーム「Room15」

交通

J R 線 池袋駅東口より徒歩10分
 東京メトロ 有楽町線東池袋駅6、7番出口より徒歩5分
 都 電 東池袋四丁目より徒歩7分
 車 首都高速5号線ご利用の方は東池袋ランプでお降りください。
 ※ 車でお越しの場合は、駐車券のご用意はございませんのでご了承ください。